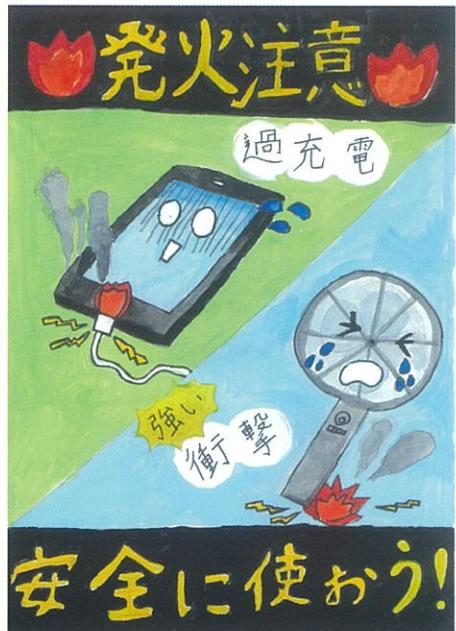


# 2026年青葉火災予防ポスター

“火の用心”大切な命と笑顔を守る合言葉



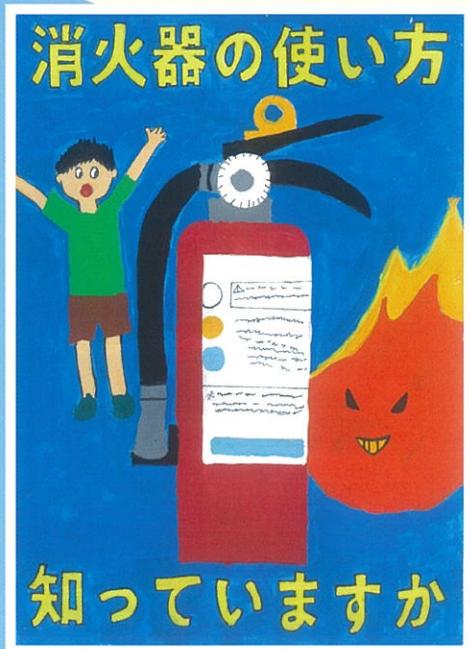
青葉消防署長賞  
美しが丘東小学校 3年 濱田 彩未



青葉区長賞  
奈良小学校 3年 渡部港



青葉消防団長賞  
鉄小学校 1年 田中 杏香



青葉火災予防協会長賞  
市ヶ尾小学校 5年 山中渉



横浜美術大学賞  
山内小学校 4年 杉山 愛依

備えていますか?  
火災から命を守る  
住宅用火災警報器

## GREEN×EXPO 2027 市出展施設ユニフォーム制作に向けた 衣類回収に関する広報チラシの掲示について【掲示依頼】

### 1 事業の趣旨

市民の皆様のさらなる脱炭素行動に繋げる「衣類分野の横浜型循環型社会の形成」を目指し、協働事業者とともに取組を進めています。

今回、市民の皆様から不要となった衣類を回収し、その衣類を原料として GREEN×EXPO 2027 の横浜市出展施設のスタッフユニフォームに再生する取組を開始しました。

つきましては、取組実施について、引き続き御理解・御協力いただくとともに、自治会町内会掲示板でのチラシ掲出による広報協力をお願ひ致します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

自治会町内会の掲示板への掲出をお願いします。

### 3 衣類回収の概要

回収拠点にオリジナル回収ボックスを設置し、衣類を回収します。

ただし、一部民間施設では、施設独自で取り組んでいる既存の衣類回収ボックスを活用します。

- ・回収期間 3月31日（火）まで
- ・回収対象 洗濯してあり、乾いている衣類（Tシャツ・シャツ・ボトムなど）で  
ポリエステル100%、綿100%素材のもの  
※その他の素材（混紡素材）の衣類が回収された場合は、リユース・リサイクル等適切に活用予定です。
- ・回収拠点 各区区庁舎・市庁舎・市立図書館・民間施設等（詳細は別紙参照）

### 4 チラシについて

- ・添付のチラシ（A4サイズ）を各自治会町内会掲示版で掲出をお願い致します。
- ・お手数ですが、回収期限（3月31日）まで掲示をお願いします。
- ・チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、  
その際は、脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課（TEL045-671-2661）  
宛てに御相談ください。

## 衣類回収拠点一覧

&lt;別紙&gt;

No.	拠点名	区名	所在地
1	各区庁舎	-	-
2	市庁舎	中区	本町6-50-10
3	市立図書館	-	-
4	無印良品 港南台バーズ	港南区	港南台3-1-3 B1F
5	無印良品 Collette・Mareみなとみらい	中区	桜木町1-1-7 4 F
6	無印良品 NEWoMan YOKOHAMA	西区	南幸1-1-1 7 F
7	無印良品 フォルテ横浜川和	都筑区	和町3030 2 F
8	無印良品 500 星天q l a y	保土ヶ谷	星川一丁目1-1 2 F
9	無印良品 イオン金沢八景	金沢区	泥亀1-27-1 1 F
10	無印良品 ゆめが丘ソラトラスト	泉区	ゆめが丘31
11	無印良品 青葉台東急スクエア	青葉区	青葉台2-1-1 South-1 本館 3 F
12	するーぶ ランドマークタワー2階	西区	みなとみらい2-2-1
13	するーぶ クイーンズA棟 1F	西区	みなとみらい2-3-1
14	するーぶ MARK IS みなとみらい	西区	みなとみらい3丁目5-1
15	するーぶ chilink	西区	みなとみらい5丁目1-2 横浜シンフォステージ イーストタワー 3 F
16	するーぶ 京急ミュージアム	西区	高島1-2-8 京急グループ本社1F
17	するーぶ ゆめが丘ソラトラスト 1F	泉区	ゆめが丘31
18	するーぶ 相鉄ジョイナス横浜 3F	西区	南幸1-5-1
19	するーぶ ジョイナステラス二俣川 3F	旭区	二俣川2-50-14
20	横浜国立大学 キャンパス	保土ヶ谷	常盤台79-5
21	明治学院大学 横浜キャンパス	戸塚区	上倉田町1518
22	AOKI 横浜港北総本店	都筑区	葛が谷6-56
23	AOKI 横浜すみれが丘店	都筑区	牛久保1-19-5
24	AOKI 横浜鶴見西口店	鶴見区	豊岡町16-2
25	AOKI 横浜片倉町店	神奈川区	片倉3-1-8
26	AOKI 横浜みなとみらい店	西区	みなとみらい4-5-1
27	AOKI 横浜弘明寺店	南区	六ツ川1-190-5
28	AOKI 横浜金沢文庫店	金沢区	釜利谷東2-5-5
29	AOKI 横浜大倉山店	港北区	大豆戸町80
30	AOKI 横浜綱島東店	港北区	綱島東2-6-61
31	AOKI 横浜港南台店	港南区	港南台6-12-2
32	AOKI 横浜日野店	港南区	日野中央1-17-12
33	AOKI 横浜鶴ヶ峰店	旭区	鶴ヶ峰本町2-44-2
34	AOKI 横浜三ツ境店	瀬谷区	三ツ橋町163
35	AOKI 横浜緑園都市店	泉区	緑園7-7-3
36	AOKI 横浜山手台店	泉区	領家3-1-1
37	AOKI サイズマックスいずみ中央店	泉区	和泉中央北4-30-1 プレミール中央 1F
38	AOKI 横浜青葉台店	青葉区	青葉台2-8-20

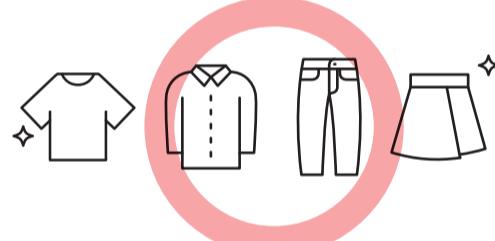
# YOKOHAMA CIRCULAR FASHION PROJECT

GREEN×EXPO 2027 ユニフォームをみんなで作ろう!  
不要となった衣類を回収しています!

皆様から回収した衣類をリサイクル技術によりGREEN×EXPO 2027の  
横浜市出展施設のユニフォーム素材として活用します。

## 回収できるもの

乾いている衣類  
(Tシャツ・シャツ・ボトムなど)で  
ポリエステル100%、  
綿100%素材のもの



## 回収できないもの

濡れた服、汚れた服、破れた服、  
わたが入っている服、  
ファン付作業服



上記の素材以外の衣類についても回収後はリユース・リサイクルに活用します

## 回収期間

令和7年12月12日(金)～令和8年3月31日(火)予定

## 回収拠点(令和7年12月12日時点、随時拡大予定)

市庁舎・区役所・横浜市中央図書館・御協力いただける民間施設・大学ほか

回収拠点の  
最新情報は  
こちらから



お問い合わせは  
こちらから



お問い合わせ先 右のフォームより、お問い合わせください。

所管 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会  
2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

小中高校生  
対象

# 第21回 あおば音楽ひろば ジュニアフェスティバル オーディション 参加者募集！



2026年5月9日（土）



青葉区民文化センター  
フィリアホール

東急田園都市線「青葉台駅」より徒歩3分

応募期限

2026年  
3/24（火）

♪ 2026年8月5日（水）、6日（木）に開催する  
「あおば音楽ひろばジュニアフェスティバル」出演者オーディション  
音楽家を目指す方はもちろん、部活動や地域のサークル活動などで  
音楽に取り組んでいる皆さんも大歓迎！  
器楽・声楽など幅広く募集しています♪

♪ フィリアホールで演奏ができ、専門家からの講評も受けられます♪

詳細・申込はこちら⇒

あおば音楽ひろば

問合せ：あおば音楽ひろば実行委員会事務局（青葉区地域振興課）

TEL:045-978-2295

主催：あおば音楽ひろば実行委員会 共催：青葉区役所



“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

## リチウムイオン電池の 発火事故に注意！

外出中に、かばんの中でスマートフォンを充電しているたら、モバイルバッテリーが熱くなり煙が出た。

(相談者：50歳代 男性)

スマートフォンやモバイルバッテリーなどに使用されているリチウムイオン電池による事故が増えています。落下などの強い衝撃や、かばんの中などで充電中に熱がこもると発煙・発火する場合があるので注意しましょう。



### 事故防止のポイント

- 電気用品安全法の基準に適合した製品につけられるPSEマークやリコール情報を確認する!  
(PSEマークがないと販売できない)
- 充電は安全な場所で行い、就寝中は避ける!
- 膨張などの異常があれば使用を中止する!



～消費生活教室のお知らせ～

【問合せ先】「消費生活教室」担当電話 045-845-5640

令和8年2月19日(木) 13:30~15:30 「悪質な点検商法から身を守る」 都筑区役所 6階大会議室

令和8年3月11日(水) 13:30~15:30 「悪質な点検商法から身を守る」 栄区役所 新館4階8,9号会議室



横浜市消費生活総合センター 検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00~18:00)  
(土・日 9:00~16:45)

## 「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」の公表と パブリックコメントの実施について【事業説明】

### 1 趣旨

横浜市では、2026（令和8）年度から2029（令和11）年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を進めています。

2025（令和7）年9月に「新たな中期計画の基本的方向」を公表し、9月の市連会・区連会で市民意見募集の周知についてご協力をお願いさせていただき、大変多くのご意見をいただきました。改めてお礼申し上げます。

これらのご意見等を踏まえ、「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」を策定し、12月3日（水）に公表しました。

この「素案」に対するパブリックコメントを1月5日（月）から2月27日（金）まで行います。地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、各区連会1月定例会で各自治会への周知をお願いしたいと考えております。

パブリックコメントの実施にあたっては、広報よこはま1月号への記事掲載や、各区役所広報相談係などで「素案」の概要版リーフレットの配布などを行っておりますので、あわせてお知らせします。

今後、多くの市民の皆様のご意見を踏まえて、2026（令和8）年5月頃に「原案」を策定します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 内容

単位会長あてに概要版リーフレットを送付します。詳細は別添をご参照ください。

【概要版リーフレットの掲載内容】

- ・「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」の概要
- ・パブリックコメントの実施

実施期間：令和8年1月5日（月）から令和8年2月27日（金）まで

提出方法：以下の方法でご意見をお寄せください。

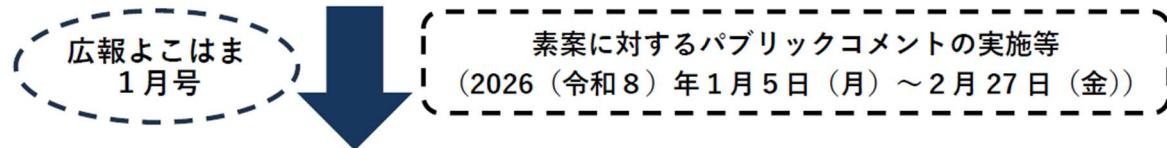
- ・横浜市電子申請・届出システム（右の二次元コードより）
- ・電子メール
- ・郵送
- ・FAX



#### 4 参考

新たな中期計画の策定スケジュール（予定）

2025（令和7）年12月3日（水） 素案の策定



2026（令和8）年5月頃 原案の策定

策定した原案は議案として提出する予定です。

政策経営局経営戦略課  
担当 細谷、二階堂、井上  
電話 045-671-3477 /FAX 045-663-4613  
メール ss-keieisenryaku@city.yokohama.lg.jp

# ～未来の横浜を市民の皆様と一緒につくる～

## はじめに

横浜市は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を進めています。このたび、「横浜市中期計画2026～2029(素案)」をとりまとめました。市民目線の市政を基本に、現状の課題解決に取り組みながら、魅力ある横浜の未来を創造していきます。

## 計画の構成

### 共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に向けた戦略



#### 戦略

#### 市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

世界をリードする都市として持続的に成長・発展することで未来に希望を抱くことができる「選ばれるまち」を目指します

#### 総合的な取組

#### 14の政策群と33の施策群

(政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成)

#### 横断的な取組

#### テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた「明日をひらく都市プロジェクト」

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営を更に推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

#### 市役所の改革 | 「行政運営の基本方針」

～リ・デザイン(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革)～

#### 市政運営の土台 | 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション～

政策群	目指す姿	施策群
1 毎日の安心・安全 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯対策の強化が進み、地域防犯力が向上し、犯罪が発生しにくい、誰もが安心して暮らせる環境が整っています。</li> <li>●交通安全対策が進み、子どもから大人まで安心して出かけられる環境が整っています。</li> <li>●計画的かつ効果的な老朽化対策・保全更新が進み、市民生活に欠かせないインフラ施設を誰もが安心して利用できる環境が整っています。</li> </ul>	<b>施策群1</b> <b>防犯、歩行者の安心・安全</b> <b>施策群2</b> <b>インフラ施設の安全確保</b>
2 防災・減災 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震防災戦略に基づき、自助・共助・公助の取組が一体的に進み、大規模地震に対して十分な備えができます。</li> <li>●風水害のリスクに対し、ハード・ソフト両面の対策が進み、市民の命と財産を守る十分な備えができます。</li> </ul>	<b>施策群3</b> <b>地震防災対策</b> <b>施策群4</b> <b>風水害対策</b>
3 医療・保健 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●限られた資源を最大限活用し、最適な医療提供体制を構築することで、子どもから高齢者まで誰もが適切な医療を受けられ、本人・家族が安心して生活することができます。</li> <li>●各種がん検診の受診者数の増加により、早期発見・早期治療を進め、がんと診断された方が、適切な医療を受け、安心して生活できる環境が実現しています。</li> <li>●増加が見込まれる救急需要に対し、安定的な救急体制が確保できています。</li> <li>●市民の生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりを通じて、市民の皆様が健やかな生活を送ることができます。</li> </ul>	<b>施策群5</b> <b>医療・救急・保健</b>
4 こども・子育て 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全てのこどもを社会全体で支えることで、未来を創ることも一人ひとりが自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会を創り出していく力が育まれています。</li> <li>●こどもたちが、様々な遊びや学び、体験機会に接することで、自己肯定感を高められる環境が整っています。</li> <li>●誰もが安心して出産・子育てができ、気持ちに余裕をもってこどもに向き合うことができています。</li> </ul>	<b>施策群6</b> <b>子育て支援</b> <b>施策群7</b> <b>保育・幼児教育</b> <b>施策群8</b> <b>こどもの体験機会づくりと居場所の充実</b> <b>施策群9</b> <b>困難な状況にあるこども・家庭への支援</b>
5 教育 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学校全員給食を通じた食育の推進や学校施設の老朽化対策・快適性の向上など、誰もが安心して学べる環境を整えることで、より良い教育環境につながっています。</li> <li>●グローバルに活躍する児童生徒の育成に向けた、プログラムの充実・支援の仕組みが整っており、こどもたちの能力や意欲向上につながっています。</li> <li>●ICT活用指導力をはじめ、教職員自らが学び続ける姿勢で臨み、指導力が向上されることで、児童生徒の成長が図られています。</li> </ul>	<b>施策群10</b> <b>教育環境の整備(ソフト・ハード)</b> <b>施策群11</b> <b>安心して生活できる学びの環境づくり</b> <b>施策群12</b> <b>学力の向上</b> <b>施策群13</b> <b>教職員</b>

政策群	目指す姿	施策群
6 高齢・長寿 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の活躍・社会参画の機会が充実し、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支えあう地域づくりを進めます。</li> <li>●見守りの取組や地域での支え合いを推進し、住み慣れた地域で自らの意思で自分らしく暮らすことができています。</li> <li>●新たな担い手の参入促進、定着支援等を通じた人材確保や、DXを通じた業務改善などの働き方改革により、介護需要に対するサービスを持続的に提供することができています。</li> <li>●必要な施設・住まいの整備や、相談体制の充実を通じて、日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じたサービスの選択が可能となっています。</li> </ul>	施策群14 高齢者支援
7 障害児・者 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児・者やその家族への支援を行うと共に、ソフト・ハードの両面からインクルーシブなまちづくりを進め、誰もが安心して暮らせる環境が整っています。</li> <li>●DX技術等の活用による体験機会・就労機会の拡充を通じて、自分しさを發揮し、いきいきと生活ができます。</li> </ul>	施策群15 障害児・者支援
8 暮らし・コミュニティ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で、共に支え合い、誰もが自分らしく活躍できている暮らしやすいまちが実現しています。</li> <li>●地域コミュニティが主体となって取り組む地域課題(防犯・防災や環境保全、子育て支援など)の解決に向けた活動が継続すると共に、自治会町内会など地域で活動する団体や人々、企業、学校などの多様な主体と連携する「協働による地域づくり」がより一層推進されています。</li> <li>●快適な環境の中で、誰もが一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしを実感しながら、安心して住み続けることができます。</li> </ul>	<p>施策群16 地域の生活環境</p> <p>施策群17 学び・交流を支える 地域の情報拠点</p> <p>施策群18 多文化共生</p> <p>施策群19 困難を抱えた人の支援</p>
9 交通 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市域全体で地域公共交通が充実していると共に、快適に移動できる自転車・歩行者空間と、身近な移動手段が確保され、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちを実現しています。</li> <li>●まちづくりと一体となった交通ネットワークの構築や渋滞対策が進むことで、移動の利便性が高まり、市民生活や企業活動が活性化しています。</li> </ul>	施策群20 市民の移動手段の確保
10 にぎわい・ スポーツ・文化 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ウォーターフロントを生かしたアーバンリゾートの魅力向上により、国内外から観光客を呼び込み、消費の拡大により地域経済が活性化され、活力・魅力のあるまちとなっています。</li> <li>●年齢や性別、障害の有無、家庭環境等に関わらず、市内の各地域で隔たりなく、誰もが、スポーツや文化活動に参加できる機会や楽しめる環境が充実し、また、それらを通じて共に認め、支えあうコミュニティが実現することで、市民が生活の質の向上を実感できています。</li> </ul>	<p>施策群21 観光・MICE</p> <p>施策群22 スポーツ</p> <p>施策群23 文化芸術</p>

政策群	目指す姿	施策群
11 産業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的な企業誘致により、市内への産業や機能の集積が進み、成長分野をはじめとして新たな雇用の創出や事業機会の拡大など、市内経済の持続的発展につながっています。</li> <li>スタートアップの創出・成長・立地により、雇用者数の増加や市内企業との協業が進み、市内経済の活性化につながっています。</li> <li>中小・小規模事業者の経営基盤が強化されることで、事業継続や雇用維持が実現され、横浜経済の成長や活性化につながっています。</li> <li>グローバルサプライチェーンを支える国際基幹航路を維持・拡大し、横浜港の国際競争力の強化を推進すると共に、企業・物流拠点の立地促進を図り地域の新たな活性化の拠点が形成されています。</li> </ul>	<b>施策群24</b> <b>経済成長</b> <b>施策群25</b> <b>地域産業</b>
12 まちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心部・臨海部では、世界に誇る水際線をはじめとする魅力が更に磨き上げられると共に、適正な土地利用誘導を通じて、都心臨海部や新横浜都心における業務・商業機能の集積や、京浜臨海部における産業機能の高度化が進み、より多くの人や企業を惹きつけるまちが形成されています。</li> <li>郊外部では、鉄道駅周辺や住宅地等において、これまで以上に土地のポテンシャルが引き出され、地域の特色や資源を生かした魅力的なまちづくりが進められています。また、上瀬谷地区においては、GREEN×EXPO 2027開催後のまちづくりが進められています。</li> </ul>	<b>施策群26</b> <b>都心部・臨海部の まちづくり</b> <b>施策群27</b> <b>郊外部のまちづくり</b>
13 環境との 共生 	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な脱炭素関連施策の展開により、市民・企業の環境意識の高まりを通じて脱炭素の取組が推進され、ハーフカーボンの達成が確実なものとなっています。</li> <li>GREEN×EXPO 2027の取組を通じて、ネイチャーベースドソリューションやサーキュラーエコノミーの考え方方が浸透し、市民や事業者の皆様の行動変容につながるなど、新たなグリーン社会の実現に向けた具体的な環境行動が広がっています。</li> <li>横浜らしいサーキュラーエコノミー施策が展開された結果、環境への影響を考慮して行動する市民が増えていると共に、市内産業の発展・育成につながっています。また、アジアを代表するグリーンシティとして、世界の環境政策、都市政策を先導しています。</li> </ul>	<b>施策群28</b> <b>カーボンニュートラル</b> <b>施策群29</b> <b>GREEN×EXPO 2027</b> <b>施策群30</b> <b>循環型社会に向けた取組</b>
14 みどり 	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公園のまちヨコハマ」の推進や動物園のリニューアルによる魅力向上を進めることで、こどもを中心に多様な体験の場が創出されると共に、都市ブランド力の向上につながっています。</li> <li>身近に農を実感できる機会が増えることにより、市民の皆様の豊かで潤いのある暮らしが実現しています。また、循環肥料の市内農地での活用など、都市と農地が近接している横浜市の特徴を生かした取組が進められています。</li> <li>大気や水、土壤などの生活環境の保全に加え、樹林地や河川、海などの自然環境が保全されると共に、市街地でのみどりの創出が進み、市民の皆様が水辺やみどりを感じられています。</li> </ul>	<b>施策群31</b> <b>公園・動物園</b> <b>施策群32</b> <b>都市農業</b> <b>施策群33</b> <b>みどりの保全と創出</b>

「横浜市中期計画2026～2029(素案)」の  
詳細はホームページをご覧ください

横浜市中期計画2026～2029 素案 





# 「横浜市中期計画2026～2029(素案)」 のパブリックコメントについて

募集期間

令和8年1月5日(月)から2月27日(金)まで

## ご意見の提出方法

インターネット  
入力フォーム

右の二次元コード(横浜市電子申請・届出システム)へ  
アクセスし、ご入力ください。



※インターネット入力フォームは、1月5日(月)からご利用できます。

はがき

本リーフレットのはがきを切り取ってご利用ください。  
(切手不要、当日消印有効)

電子メール

[ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp](mailto:ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp)

FAX

045-663-4613

※電子メール、FAXでご意見をお寄せいただく場合は、様式の定めはありませんが、「横浜市中期計画2026～2029(素案)」についてのご意見である旨を明記の上、本リーフレット内のはがきの設問項目の内容に沿ってご提出ください。



料金受取人払郵便  
横浜港局  
承認  
2480

差出有効期限  
令和8年  
2月27日まで  
(切手不要)

郵便はがき

231-8790

005

見本

(受取人)  
横浜市中区本町6-50-10  
横浜市政策経営局 経営戦略課 行



●該当する項目にチェック、記入をお願いします。

### ■住所

横浜市 \_\_\_\_\_ 区

横浜市外

### ■年代

<input type="checkbox"/> ～10歳代(未成年)	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代
<input type="checkbox"/> ～10歳代(成人)	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代
<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代～

切り取り線  
○○

・ご意見の内容は、本市の考え方とともに、個人情報を除き、後日ウェブページで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。

・ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付や個別の回答はいたしません。

・ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ使用します。



## 行政サービスコーナーの一部廃止について【情報提供】

### 1 趣旨・概要

マイナンバーカードの普及に伴い、住民票などの証明書をコンビニや郵送等で取得する方が増加しています。また、手続の際に住民票などの提出を求められる場面も減少しています。

こうした環境の変化を踏まえ、証明書発行数の少ない一部の行政サービスコーナー（以下、「行政SC」という。）を廃止するとともに、オンライン手続や区役所窓口の待ち時間短縮など、市民の皆様がより便利になる取組を拡充していきます。

### 2 依頼事項

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

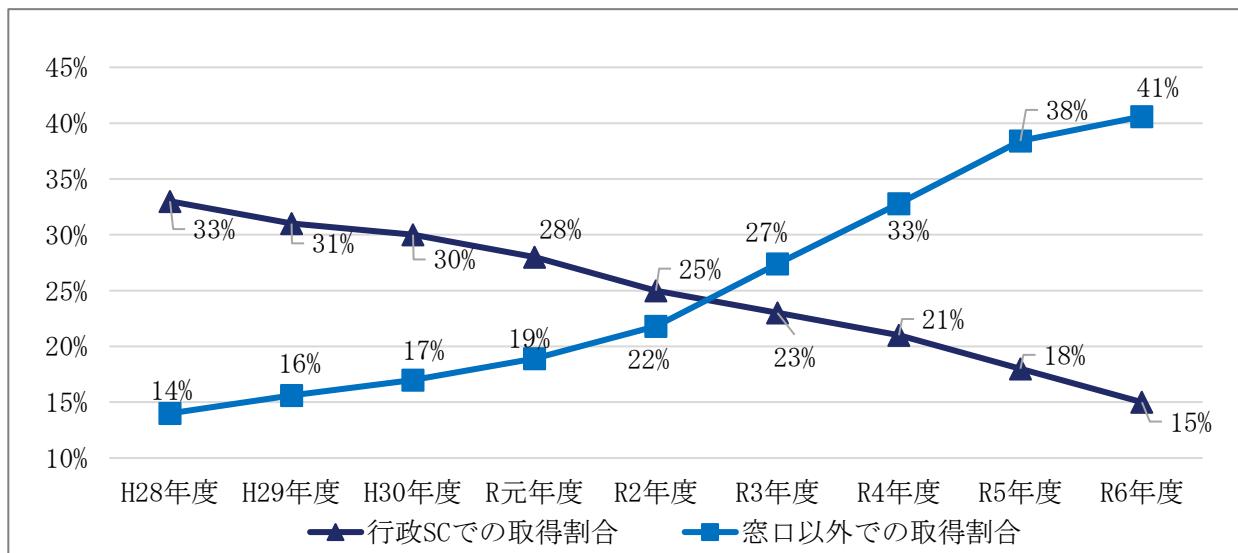
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

※市民の皆様には、各行政サービスコーナーの廃止のタイミングに合わせて、広報よこはまや市のウェブサイトなど様々な媒体を活用し、情報発信してまいります。

### 3 証明発行の状況

#### (1) 行政SCと窓口以外（コンビニ・オンライン・郵送）での取得割合

行政SCでの取得割合は、平成28年度の33%から令和6年度には15%へと低下する一方で、コンビニなど窓口以外での取得割合は、平成28年度の14%から令和6年度は41%へと大幅に増加しています。



裏面あり

## (2) 行政 SC での証明書取得数の状況（戸籍証明と税証明の取得枚数）

過去 10 年間でおよそ半減しており、今後も減少傾向が続くことが予想されます。

	H27 年度	H28 年度	R 5 年度	R 6 年度	10 年間のピークからの減少率
港南台	68,254	70,105	44,050	38,109	47.0%
新横浜駅	104,022	107,054	60,671	50,425	52.9%
東戸塚駅	99,523	102,511	61,527	52,561	49.3%
二俣川駅	108,295	100,442	66,335	56,359	48.0%
日吉駅	124,386	126,416	68,209	55,145	56.4%
上大岡駅	105,681	115,161	72,628	60,284	49.5%
あざみ野駅	138,345	139,986	79,009	66,549	52.5%
鶴見駅西口	137,742	142,504	83,375	70,244	50.7%
戸塚	221,837	224,433	143,849	124,343	44.6%
横浜駅	264,493	270,873	156,680	128,770	52.5%
合計	1,372,578	1,399,485	836,327	702,789	49.8%

## 4 廃止箇所・年月日

令和9年3月31日	港南台（港南区）、新横浜駅（港北区）、東戸塚駅（戸塚区）
令和10年3月31日	二俣川駅（旭区）、日吉駅（港北区）、上大岡駅（港南区）
令和11年3月31日	あざみ野駅（青葉区）、鶴見駅西口（鶴見区）

※残る 2 拠点（横浜駅、戸塚）につきましては、今後の状況を踏まえて検討します。

## 5 証明書の取得方法

行政 SC で取得できる証明書は、区役所、コンビニ、オンライン、郵送により、今後も変わらず取得することができます。

	住民票の写し	住民票記載事項証明書	印鑑登録証明書	戸籍証明書	戸籍の附票	税証明
行政 SC	○	○	○	○	○	○
区役所	○	○	○	○	○	○
コンビニ	○	○	○	○	○	※2
オンライン	○	○	○	○	○	○
郵送	○	○	※1	○	○	○

※1 国の印鑑登録証明事務処理要領により対象外 ※2 実施に向けて調整中

担当 市民局窓口サービス課 木澤、西尾  
TEL : 045-671-2177  
Email : sh-miryoku@city.yokohama.lg.jp

# 突然、僕は 殺人犯 にされた

～大切なお子様やご家族がネット被害者・加害者にならないために～

自身の経験をもとに、インターネットやSNS上での誹謗中傷等について、話をしていただきます。

被害者、そして加害者にならないためにインターネットにおける人権問題について一緒に考えてみませんか。

日時

令和8年2月28日(土)

14:30~16:00(14:00開場)

講師



スマイリーキチ氏(タレント)

1972年 東京都北千住生まれ

1993年 漫才コンビ「ナイトシフト」として1年半活動後、コンビ解散。

その後、毒舌漫談スタイルのピン芸人としてTV・ラジオ等で活躍中!

1999年 身に覚えのない事件の殺人犯だと、ネット上に書き込まれ、言われなき誹謗・中傷を受け続ける。

2011年 著書『突然、僕は殺人犯にされた』～ネット中傷被害を受けた10年間～を発刊し話題に。

2019年 (一社)インターネット・ヒューマンライツ協会を立ち上げ、代表を務める。

現在は、芸人として活躍するなか、自身の体験を基にネット犯罪の恐怖、その対策などについて各地で講演活動中。



※青葉区総合庁舎駐車場は、公共交通機関を利用して来庁される方との公平性等の観点から、有料となっております。

駐車台数には限りがあり、混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

定員

300名(小学生以上) 参加無料

参加申込

2月25日(水)まで →

二次元コードからお申込みください。



※定員になり次第締め切らせていただきます。

※お申込みいただいている方も、当日お席に空きがございましたらご参加いただけます。

※車いす席、手話通訳、一時託児を希望される方は、2月6日(金)までにお申込みいただき、その旨を記載してください。

お問い合わせ

横浜市青葉区役所総務課 人権啓発講演会担当 電話：045-978-2211 FAX：045-978-2410 メール：ao-somu@city.yokohama.lg.jp

市連会1月定例会説明資料  
令和8年1月13日  
脱炭素・GREEN×EXPO推進局  
GREEN×EXPO推進課

## GREEN×EXPO 2027 機運醸成の取組について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の入場チケットの券種及び価格が決まりましたのでお知らせいたします。

### 2 お願いしたこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 チケット概要

- 前売チケット 1日券 大人4,900円、小人1,400円
- 会期中販売チケット 1日券 大人5,500円、小人1,500円

前売チケットは、2026年3月の発売を目指しています。詳細は、2026年春頃に公表される予定です。

また、2027年の開催に向けて、GREEN×EXPO 2027に関する様々な新しい情報について、協会公式Webサイトや公式SNS等で順次発信されます。

※その他の券種と価格については、別添資料参照

脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課  
担当 中島、橋本  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp



## NEWS RELEASE

報道関係者各位

2025年12月5日

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

# GREEN × EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会) 入場チケットの券種及び価格について



GREEN × EXPO 2027 会場イメージ

このたび政府の了承を受け、GREEN × EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の入場チケットの券種及び価格が決まりましたのでお知らせいたします。

**前売チケット**

**1日券 大人4,900円、小人1,400円**

**会期中販売チケット**

**1日券 大人5,500円、小人1,500円**

前売チケットは、2026年3月の発売を目指しています。詳細は、2026年春頃に公表する予定です。また、2027年の開催に向けて、GREEN × EXPO 2027に関する様々な新しい情報を協会公式Webサイトや公式SNS等で順次発信して参ります。

## 入場チケットの券種・価格

- ・会期中いつでも1回入場できる1日券
- ・夜から入場できる夜間券
- ・障がい者手帳をお持ちの方の特別割引券
- ・会期中に何度も入場できる通期パス
- ・夏期間に何度も入場できる夏パス
- ・一般や学校の団体で来場される方のための団体割引券

項目	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円
前売・会期中販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および同伴者1名が購入可能で、会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
複数回 入場パス	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
団体	一般団体割引券	15名以上の一般団体が会期中いつでも1回同時入場可	5,200円	3,100円	1,400円
				高校生	中学生 小学生・園児
	学校団体割引券	学校団体が会期中いつでも1回同時入場可		1,700円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途100円(税込み)をいただく予定です。)

※3歳以下の方は無料となります。

※前売チケットの販売は2027年3月18日までとなります。

## チケット販売開始時期

- ・2026年3月（予定）

## チケット販売方法

- ・2027年国際園芸博覧会公式チケット販売サイトを通じて販売します。また、旅行代理店や各種プレイガイド等のGREEN×EXPO協会が指定する販売事業者による販売も実施予定です。

---

### 本件に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会） 機運醸成部 機運醸成課  
(担当：太田、中山)  
Tel : 045-307-2031

---

### GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスボニーゼロニーナナ)
開 催 場 所	神奈川県横浜市
開 催 期 間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テ ー マ	幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～
博 覧 会 区 域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
参 加 者 数	1500万人(有料来場者数:1,000万人以上)
公式サイト	<a href="https://expo2027yokohama.or.jp/">https://expo2027yokohama.or.jp/</a>



公式マスコットキャラクター  
「トゥンクトゥンク」

## 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子と横浜市防犯のまちづくり 推進プラン(仮称)素案のパブリックコメント実施について（情報提供）

### 1 背景・概要

特殊詐欺などの増加による犯罪情勢の変化や、人口減少、少子高齢化の進展といった社会的変化に対応するため、市の責務を明確化し、市民や事業者とともに安心で安全なまちづくりを進めることを目的とする条例を制定します。また、条例の目的達成と実効性を担保し、体系的な防犯施策を推進するための計画づくりを進めています。条例案の骨子及び防犯計画の素案について、皆様の多様な意見を反映するため、パブリックコメントを実施します。

#### (1) 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

市の基本理念を示し、市の責務や事業者・市民の役割を明確化するとともに、地域との協働による犯罪抑止と防犯のまちづくりの方向性を定める条例です。

#### (2) 横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案

【期間 2026（令和8）～2029（令和11）年度<第1期>

先端技術の活用による防犯インフラ整備をはじめ、市民、地域、事業者、そして行政が一丸となって、犯罪を防止し、安心で安全なまちづくりを進めていくための、今後4年間の施策を体系化した計画です。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 スケジュール今後の取組予定等

#### (1) パブリックコメント実施期間

2026年1月9日（金）～2月22日（日）

#### (2) 主な周知方法

- ・広報よこはま1月号
- ・市HP（防災・救急>防犯>お知らせ）
- ・各区役所 広報相談係
- ・市民情報センターでのチラシ配布

#### (3) パブリックコメント後のスケジュール

2026年3月：意見公募結果を公表

2026年5月～6月：令和8年第2回市会定例会へ上程

### 4 参考資料

参考1 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

参考2 横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案 概要版

参考3 チラシ(市民意見募集の実施について)

参考4 意見投稿用紙(郵送・FAX等でご活用ください)

市民局地域防犯支援課

担当 川口

電話 045-671-3705/FAX 045-664-0734

メール sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp



# 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

名称 「横浜市防犯のまちづくり推進条例」（仮称）

概要 **市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにし、防犯のまちづくりを推進することを目的とします。**

（※事業者や市民の皆さんに義務を課したり、権利を制限したりする内容ではありません。）

## 条例案の骨子

目的	横浜市における犯罪の防止に関し、市の責務、事業者及び市民の役割を明らかにすること。防犯のまちづくりを推進するために必要な事項を定め、もって安心で安全な住みよい地域社会の実現を総合的かつ計画的に推進すること など
基本理念	市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、協働して防犯に取り組むこと など
本市の責務	目的を達成するため、関係機関と連携すること。防犯のまちづくりに関する施策を策定し、実施すること
事業者の役割	事業活動に当たり、犯罪被害防止のための必要な措置を講じること。市の施策に協力するよう努めること
市民の役割	自らの犯罪被害を防止するために必要な措置を講じること。他の市民に犯罪被害が及ばないように留意すること。市の施策に協力するよう努めること
計画の策定	市長は、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯のまちづくりに関する基本的な計画を定めること。計画の策定にあたっては、市民、事業者等の意見を反映できるよう必要な措置を講じること
施策の推進	市長は、データ分析やデジタル技術の活用等に積極的に取り組み、市民、事業者等の意識の啓発を推進し、相互に連携と協力を図るよう努めること など



# 横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案 概要版

## 1 計画策定の経緯

### 本市におけるこれまでの防犯の取組と成果

#### 「よこはま安全・安心プラン」（平成17年策定）

横浜市では、平成17年に「よこはま安全・安心プラン」を策定し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、市民一人ひとりが防犯の主体となる自主防犯力の強化を掲げました。この計画では、行政だけでなく、市民、事業者、警察、学校など地域に関係する多様な主体が連携し、地域ぐるみで犯罪を防ぐ仕組みづくりを推進してきました。

#### 主な取組内容

- ・LED防犯灯の整備（約18万灯）
- ・地域主体による防犯活動の支援
- ・地域防犯カメラの設置補助
- ・様々な場面を活用した啓発活動

#### 成果

これらの取組により、刑法犯認知件数は、戦後最高を記録した平成16年の74,667件から令和3年には12,746件へと、約6分の1にまで減少し、一定の成果がありました。

## 2 今日的な課題

### 犯罪情勢の変化（脅威）

近年、横浜市を含む全国的な犯罪情勢は大きく変化しており、犯罪の手口が多様化・巧妙化しています。

- ・特殊詐欺やSNSを悪用した詐欺の増加
- ・いわゆる「闇バイト」などによる凶悪事件の発生
- ・刑法犯認知件数の再増加（令和4年以降）

### 社会の変化（背景）

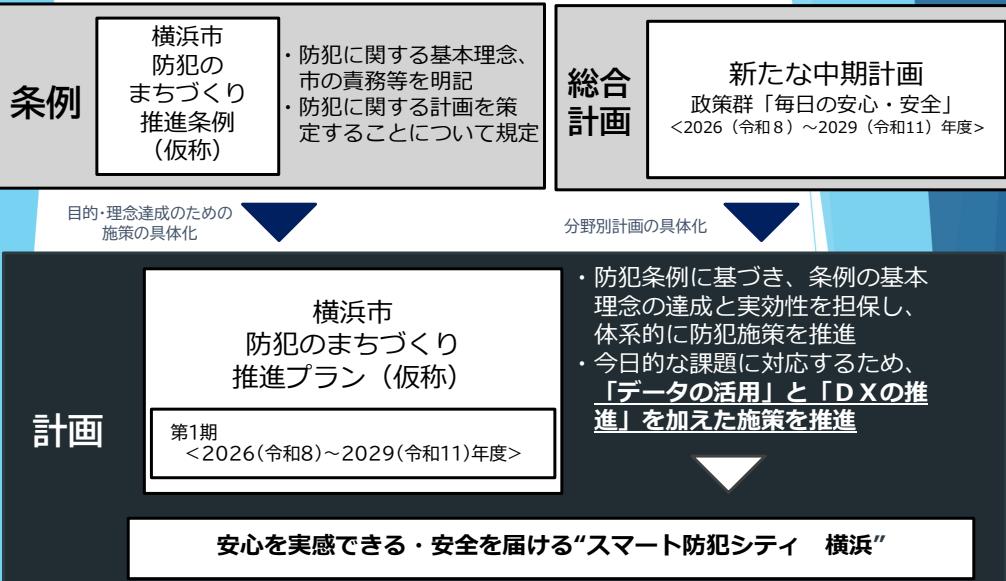
現代社会の構造変化により、地域防犯活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

- ・少子高齢化の進行と世帯構造の変化
- ・地域コミュニティの希薄化

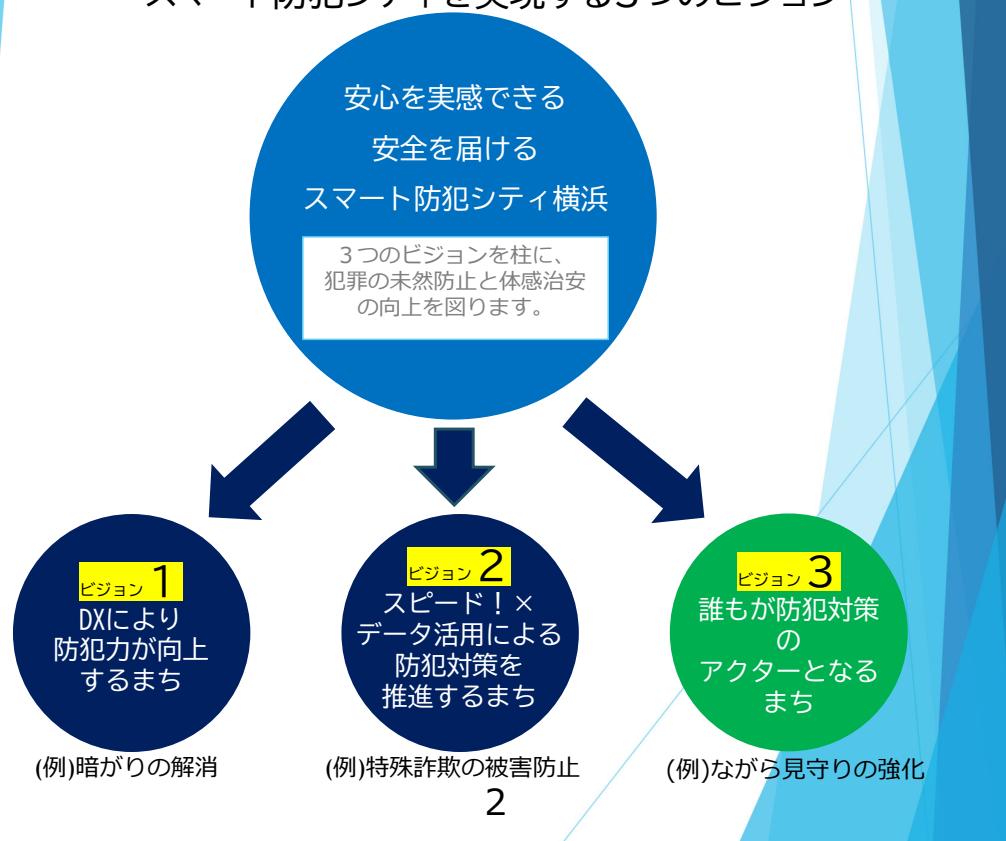
### 防犯条例・新たな防犯計画の必要性

- ・自治会・町内会の加入率が年々低下しており、地域コミュニティの再構築が求められる一方、従来の地域支援型の取組だけでは急速に変化する社会や犯罪手口の多様化に十分対応できないおそれがあります。
- ・市の責務を明確化し、防犯に関する基本的な考え方と取組方針を示すために新たな防犯条例を制定し、その条例に基づいて市が主導して防犯対策を体系的かつ計画的に推進するための行動計画を策定する必要があります。
- ・行動計画の実施にあたり、市民・地域・事業者・警察、そして行政が一丸となって、持続可能な安心・安全な防犯のまちづくりを実現します。

## 3 新たな防犯計画の方向性



### スマート防犯シティを実現する3つのビジョン



## ビジョン1 DXにより防犯力が向上するまち

### <現状と課題>

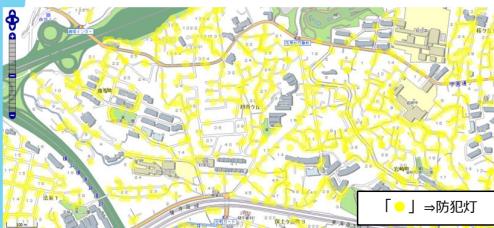
- ・夜間の暗い道路に対する不安感
- ・地域防犯活動の担い手不足
- ・子ども・高齢者を狙った犯罪と体感治安の悪化

### <解決の方向性>

- ・安心を実感できる環境の構築
- ・防犯情報を可視化し、地域の安全を「見える化」

### <取組案>

暗がりの解消



防犯灯の位置情報を記載した地図データ（イメージ）

## ビジョン2 スピード！×データ活用による防犯対策を推進するまち

### <現状と課題>

- ・情報伝達の世代間ギャップ
- ・防犯に关心が薄い層への情報伝達
- ・犯罪リスクの多様化

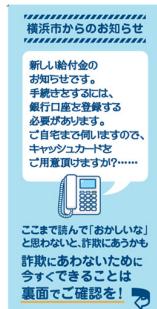
### <解決の方向性>

- ・防犯情報の発信手段の多様化
- ・SNSの即時性を活かした注意喚起と地図データによる防犯情報の「見える化」
- ・行動変容を促す効果的な情報発信

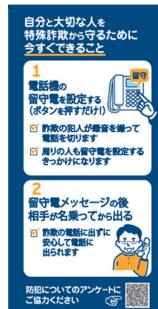
### <取組案>

特殊詐欺の被害防止

【表】



【裏】



※ナッジ（nudge）とは、人々の行動を自然に望ましい方向へ促す工夫のことです。強制や命令ではなく、選択の自由を残しつつ、ちょっとした「きっかけ」や「仕掛け」で行動を変える方法です。

## ビジョン3 誰もが防犯対策のアクターとなるまち

### <現状と課題>

- ・地域防犯活動の担い手不足（再掲）
- ・防犯活動の属人化
- ・参加機会の不足

### <解決の方向性>

- ・誰もが自然に防犯に関われる環境整備
- ・多様な主体による協働
- ・防犯活動情報の発信
- ・夜間の安心感を高めるための防犯力の強化

### <取組案>

ながら見守りの強化



横浜地域活動・ボランティア情報サイト  
「よこむすび」

### <市民意識（再掲）>

地域の防犯活動への 参加経験	地域の防犯活動へ 参加しない理由	
・以前は参加して いたが今は参加し ていない ・参加したことが ない	時間的に余裕がない 41.0%	
	防犯活動の情報が 届いていない 34.9%	
	参加したいが、 どのような活動が あるかわからない 29.6%	

【出典】防犯意識に関するアンケート結果

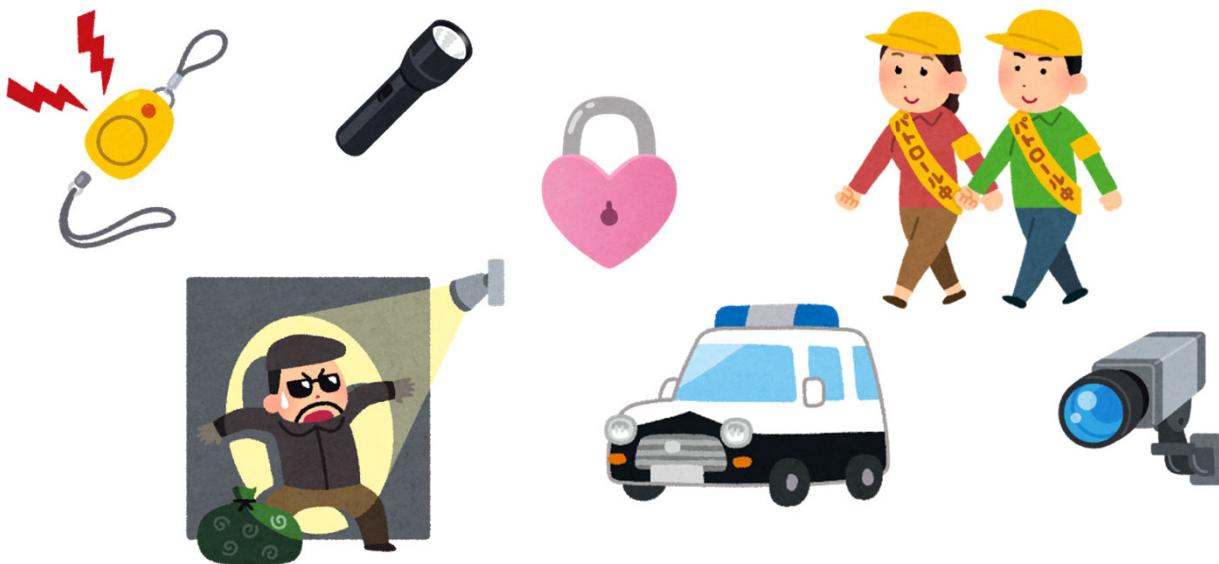
## 4 ロードマップ

2026（令和8）年 5月頃 条例の議案の上程・計画原案の策定

2026（令和8）年 条例の施行とともに計画開始

# 横浜市防犯のまちづくり推進条例 及びプラン(仮称)案について、 皆さんのご意見を募集します！

意見募集期間：令和8年1月9日(金)～2月22日(日)



あなたの声が“安心・安全なまち”  
よこはまを作ります！

横浜市市民局  
地域防犯支援課

住 所：神奈川県横浜市中区本町  
6丁目50番地の10 横浜市庁舎12階  
電 話：045-671-3705  
メール：[sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp)

詳細は  
こちら！



# 横浜市防犯のまちづくり推進条例及びプラン(仮称)案 について市民の皆様からご意見を募集します！

(パブリックコメント)意見募集期間：令和8年1月9日(金)～令和8年2月22日(日)

## 1 経緯

横浜市では、平成17年に「よこはま安全・安心プラン」を策定し、“自分たちのまちは自分たちで守る”という自主防犯力の強化を掲げ、地域と行政の連携による防犯対策を推進してきました。

しかし近年、犯罪の手口は多様化・巧妙化し、刑法犯認知件数も増加に転じています。さらに、少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、防犯活動の担い手確保が困難となっています。こうした今日的な課題に対応するため、市の責務を明確化した防犯条例を制定し、体系的な防犯対策を進める新たな防犯計画を策定します。つきましては、本案に対する市民意見（パブリックコメント）を募集します。ぜひ皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

## 2 資料の公表方法

本意見募集の内容及び資料は、次の本市ウェブサイト（右の二次元コードを読み込み）に掲載します。併せて、各区役所 広報相談係、市民情報センター（市庁舎3階）及び担当窓口（連絡先等は本ページ末尾を参照）にて、令和8年1月9日(金)から2月20日(金)まで資料を配布・配架します。

(URL) <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/oshirase1/test.html>



## 3 意見の提出方法

### (1) 募集期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月22日（日）（必着。郵送の場合は左記の期間内の消印有効。）

### (2) 提出方法

次の①から④のいずれかの方法により意見を提出してください。なお、電話での意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### ①オンライン入力フォーム

右の二次元コードを読み込み、本市の電子申請・届出システムから提出してください。



#### ②電子メール

意見投稿様式（上記2の本市ウェブサイトからダウンロード）に、意見を入力のうえ、次の電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス：[sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp)

#### ③郵送又は持参

意見投稿様式に意見を記入のうえ、担当窓口（本ページ下段）まで郵送又は持参いただき、提出してください。（持参される場合は、平日8：45～12：00、13：00～17：15にお越しください。）

#### ④ファクシミリ(FAX)

別添の意見投稿様式に意見を記入のうえ、次のFAX番号に送信してください。

FAX番号：045-664-0734

### (3) 留意事項（次の事項を予め承知ください。）

- ・意見への個別の回答はいたしません。
- ・お寄せいただいた意見は、本件の目的のみに使用し、意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用させていただきます。

## 4 今後のスケジュール

今回の意見募集に提出いただいた意見とそれに対する本市の考えは、上記2の資料の公表方法と同様に、本市ウェブサイト、各区役所区政推進課等にて令和8年3月ごろの公表を予定しています。市民の皆様からの意見を踏まえて更に検討を進め、令和8年5月ごろの市会に条例を議案として上程、計画(プラン)原案を策定する予定です。

### ◆担当窓口（意見提出先／問合せ先）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎12階

横浜市 市民局 地域防犯支援課

電話：045-671-3705（平日8:45～17:15）Email：[sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp)

# 意見投稿用紙

令和 年 月 日

市民局地域防犯支援課 宛て

横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子、横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案について、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と明記し、意見を記載した別紙を添付してください。)

ご意見を記入される方について（該当する項目にチェックをつけてください。）

- 【居住】 青葉区、旭区、泉区、磯子区、神奈川区、金沢区、港南区  
港北区、栄区、瀬谷区、都筑区、鶴見区、戸塚区、中区、西区  
保土ヶ谷区、緑区、南区、横浜市外
- 【性別】 女性 男性 回答しない
- 【年代】 20歳未満 20~29歳 30~39歳 40~49歳 50~59歳 60~69歳  
70歳以上

意見の内容 ※条例、プラン(ビジョン1~3等)についてご意見願います。

- ※1：法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者の肩書及び氏名を記載してください。
- ※2：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、別紙に記載する場合は、ページ番号を明記してください。
- ※3：御提出いただいたご意見の結果は、後日公表させていただきます。
- ※4：ご意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見はお受けしていません。また、御提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。
- ※5：御提出いただいたご意見は、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ※6：電子メール、郵送又は市民局地域防犯支援課への持参、ファクシミリ(FAX)にてご提出ください。
- 【送付先】市民局 地域防犯支援課  
〒231-0005 横浜市中区本町6 丁目 50 番地 10 12 階  
FAX : 045-664-0734  
電子メール : sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp



## 自治会町内会ポータルの運用開始について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

令和8年4月から、自治会町内会ポータルの運用を開始します。

これにより、地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。（従来通り、紙での申請も可能です。）

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 自治会町内会ポータルの概要

#### (1) オンライン申請可能な項目

##### ① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

##### ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

##### ③ 委嘱委員の推薦届出

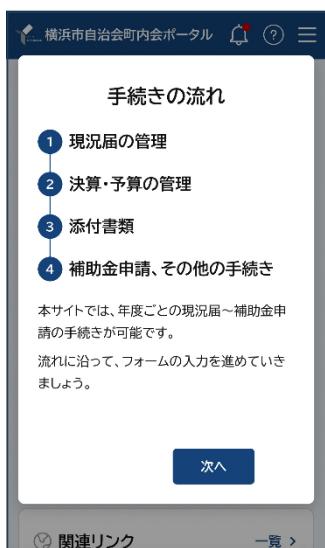
##### ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

#### (2) 今後のスケジュール

2月～3月 区より自治会町内会へポータルログイン用の初期ID・パスワードを配付

4月1日 ポータルの運用開始予定

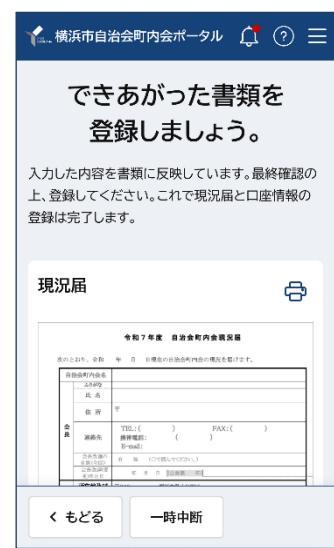
#### (3) 画面イメージ（スマートフォン版） ※画面は開発中のものです。



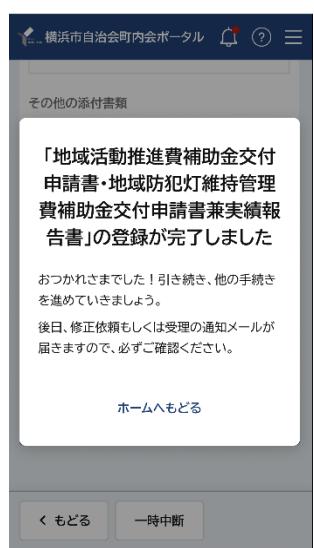
手続きのご案内画面



申請する補助金の確認画面



作成書類の確認画面



完了画面

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

青地振第 1270 号  
令和 8 年 1 月 20 日

地区連合自治会・町内会長 各位  
自治会・町内会長 各位

青葉区長 中島 隆雄

### 令和 7 年度自治会・町内会長感謝会の開催について（ご案内）

厳寒の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素から、市政・区政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和 7 年度自治会・町内会長感謝会を次のとおり開催いたします。  
つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご来場くださいますようお願  
いいたします。

なお、当日のご出欠につきまして、2月 2 日（月）までに同封の返信用はがき  
によりご連絡くださいますようお願いいたします。

#### 1 日時

令和 8 年 3 月 3 日（火）11 時～12 時 40 分（受付開始：10 時 15 分～）  
※ 10 時 50 分までに会場にお集まりください。

#### 2 内容

自治会町内会長永年在職者への市長表彰及び区長表彰  
※ 表彰の後に小宴をご用意しております。

#### 3 会場

MELONDIA あざみ野 大ホール  
青葉区新石川 1-1-9  
※ 東急田園都市線・横浜市営地下鉄 あざみ野駅から徒歩 3 分  
※ 公共交通機関を利用してご来場ください。  
※ 車寄せがありますので、タクシーやご親族による送迎は可能です。



【お問い合わせ先】  
青葉区役所 地域振興課 地域活動係  
〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 31 番地 4  
TEL 045-978-2291  
FAX 045-978-2413  
Mail ao-jichikai@city.yokohama.lg.jp

参加者  
募集

# AOBACHIENOWA

## あおばちのわ

- 地域の課題解決応援講座 -

### 第4弾 あなたと私の違いを活かす協力術

「1つの団体・組織だけできることには限界がある！」

と感じることはありますか？



2月20日(金)

@ 青葉区役所1階  
区民活動支援センター

13:30 ~ 16:30

参加無料・要事前申込

社会の課題が複雑になり、人手や資金も限られる中で、  
「1つの組織だけできることには限界がある」と感じることはありますか？  
この講座では、立場の違う団体同士がお互いの強みやメリットを  
はっきりさせながら、無理なく協力し続けられる方法を学びます。



あおばちえのわページ  
(青葉区WEBページ)

詳しくは裏面をcheck!!

青葉区地域振興課地域力推進担当

☎ 045-978-2286 Fax 045-978-2413 [ao-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp](mailto:ao-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp)



2月 20日(金)

13:30 ~ 16:30

@青葉区役所1階  
区民活動支援センター

### PROGRAM★

#### 第1部

つながる発想力！協働のヒントを見つけよう

#### 第2部

協働の達人への第一歩！相利アイデア体験！

協力の作り方を学ぶグループワーク(相利評価表を使ったワーク)

- ▶ 受講対象 区内で地域活動団体に所属し活動している人（原則、区内在住・在勤・在学）  
**地域活動をもっと広げたい！異なる視点を取り入れたい！協働のヒントを探している人**
- ▶ 受講料 無料
- ▶ 申込方法 右下の2次元コード（横浜市電子申請システム）からお申し込みください♪
- ▶ 申込〆めきり 2月11日（水・祝）

#### - 違いを力に！地域活動をもっと広げる“相利”の技術 -

この講座では、お互いの「できること」や「得意なこと」を見る形にして、

無理なく続けられる協力のしかたを学びます。

「相利」という考え方を使って、地域団体・NPO・行政・企業などが、

お互いにメリットのある、うまくいく連携事業をつくるコツを学びましょう！

「1つの団体だけでは限界を感じる」「協力は大切だと思うけれど調整が大変」

そんな悩みを持つ方に向けたプログラムです♪



お申込はこちら  
(電子申請システム)

講座前に  
Youtubeを  
ご覧ください



相利開発  
の考え方  
(Youtube)

広告制作会社、事業開発コンサルタントを経て、1994年、NPO法立法を推進するシーズ・

市民活動を支える制度をつくる会を創設。

NPO法、認定NPO法人制度、NPO法人会計基準、寄付税制拡充などの制度創設・改正を推進。

また、多くの自治体のNPOとの協働制度創設にも携わる。

NPO支援財団研究会、日本ファンドレイジング協会、東日本大震災支援全国ネットワークなどの創設にも携わった。

2023年、協力のテクノロジーの開発普及を行うオンライン・スクール「NPO法人協力アカデミー」を設立。

著書に『協力のテクノロジー:関係者の相利をはかるマネジメント』(共著)など多数。